

## 2017年 世界会計基準設定主体（WSS）会議報告

### I. はじめに

国際会計基準審議会（IASB）は、世界中の法域の会計基準設定主体との意見交換を目的とした世界会計基準設定主体（World Standard-Setters：WSS）会議を毎年1回開催している。2017年は9月25日及び26日の2日間、ロンドン市内の会場で開催され、世界中の会計基準設定主体（約50団体）から約100名が参加した。企業会計基準委員会（ASBJ）からは、小賀坂副委員長ほかが出席した。

以下、本稿において主な議題に関する議論の概要をご報告する。

### II. 今回の会議の概要

今回の会議の議題は、次のとおりであった。

	議 題	担 当
2017年9月25日		
1	IASB 議長による挨拶	IASB 議長
2	IASB のテクニカル・プログラムのアップデート	IASB スタッフ
3	IFRS 第17号「保険契約」の適用支援を含む、各国基準設定主体との協働	IASB スタッフ、 各国基準設定主体代表者
4	グループ・ディスカッション：料金規制対象事業に関するケーススタディ	IASB スタッフ、 各国基準設定主体代表者
5	選択方式の教育セッション ● IFRS 第17号の想定される影響の概括 ● 財務報告によるコミュニケーションの改善 ● 基準の維持管理活動／適用支援 ● 概念フレームワーク	IASB スタッフ
2017年9月26日		
6	グループ・ディスカッション：資本の特徴を有する金融商品に関するケーススタディ	IASB スタッフ、 各国基準設定主体代表者
7	グループ・ディスカッションのフィードバック：	IASB スタッフ、

	議 題	担 当
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 料金規制対象事業に関するケーススタディ</li> <li>● 資本の特徴を有する金融商品に関するケーススタディ</li> </ul>	各国基準設定主体代表者

## 1. IASB 議長による挨拶

会議の冒頭に、ハンス・フーガーホースト IASB 議長から、ここ 1 年間の IASB の動向及び今後の IASB の計画についてスピーチが行われた。最初に、IASB ボードメンバーの交代に言及し、フランソワーズ・フローレス理事、ニック・アンダーソン理事、ジャンチャオ・ルー理事、トム・スコット理事、アン・ターカ理事がメンバーに加わり、様々な経歴を有する 14 名のメンバーで今後の審議を行うことが紹介された。

次に、2017 年に実施された、独立機関による IFRS 財団の評判 (reputation) に関するリサーチについての説明があり、本リサーチは、利害関係者の IFRS 財団の活動に対する見解をより深く理解することを目的して実施され、内部及び外部の利害関係者の意見が聴取されたことが説明された。リサーチの結果については、公益に資する国際的な会計基準を、透明性、独立性、及び高度な専門性をもって開発することに成功しているという励みになる内容が含まれていた一方で、今後の課題として、基準を過度に複雑でなく理解可能なものとすることや、基準開発プロセスを適時に行うことなどが識別されたことが紹介された。

また、IASB の活動として、解釈問題の支援に関する取り組みを強化していることを挙げ、新基準の内容を紹介するウェブナーなどの教育マテリアルの開発、IFRS 第 9 号「金融商品」、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」、IFRS 第 17 号に関する移行リソース・グループにおける議論、既存基準の適用を支援する IFRS 解釈指針委員会の活動などに注力していることが説明された。

## 2. IASB のテクニカル・プログラムのアップデート

本セッションでは、スー・ロイド IASB 副議長及びメアリー・トーカー IASB 理事ほかより、次のテーマを中心に、IASB のテクニカル・プログラムの状況について説明があった。

- 2016 年-2017 年の IASB の活動及び成果
  - IFRS 第 17 号の概要

- 2017年-2021年のIASB作業計画の遂行
  - コミュニケーションの改善
  - 概念フレームワーク
  - 料金規制対象事業
  - リサーチ・プロジェクト（資本の特徴を有する金融商品、共通支配下の企業結合、動的リスク管理、のれん及び減損）
  - リサーチ・パイプライン
  - 適用後レビュー
  - 適用支援活動

WSSの参加者からは、リサーチ・パイプラインに含まれる複数の論点の優先順位が質問され、現在検討中であり今後数カ月間に議論される予定であることが説明された。また、保険会社でない企業に対するIFRS第17号の影響についても質問され、短期の契約に基づく事業を行う場合には、影響が重大でないことが考えられるが、契約によっては保険要素の会計処理に与える影響が重大となる可能性もあるため、慎重な検討が必要であるとの見解が示された。

### 3. IFRS第17号の適用支援を含む、各国基準設定主体との協働

本セッションでは、スー・ロイド IASB 副議長ほかより、各国基準設定主体との協働に関連して、次のテーマに関する説明があった。

- 各国基準設定主体との協働に関する3つの目標
  - 目標1：効果的な関係の維持
  - 目標2：適用支援活動
  - 目標3：テクニカルな作業における協働
- 翻訳、IFRS導入及び著作権チームの活動
- IFRS第17号に関する適用支援活動
- サウジアラビアのIFRS導入に対する支援

WSSの参加者からは、IFRS第17号の適用に関する質問が複数寄せられ、IFRS第17号

は、適用のされ方によっては国際的に比較可能な会計処理がもたらされないのではないかという質問について、原則主義の基準であり目的及びガイダンスが統一されていることが重要であり、これによって開示などにより比較可能性を担保することが可能であることが説明された。また、移行リソース・グループにおける議論を公開とすることも重要との見解も示された。

翻訳、IFRS 導入及び著作権チームの活動についての質問も寄せられ、IFRS 財団が、各法域が実施する翻訳の質を保証することを意味するのかという質問に対し、リソースの問題もあり翻訳の結果自体を確認することはなく、翻訳のためのプロセスを確認することが活動の中心であることが説明された。

#### 4. 料金規制対象事業に関するケーススタディ

本セッションでは、ダレル・スコット IASB 理事ほかから、料金規制対象事業の会計処理を定める会計基準の開発の経緯、及び IASB が現在検討中の会計処理モデルに関する説明があった。その後、グループ・ディスカッションとして、次の6つの事例のそれぞれについて、料金の調整から生じる一時的な差異を純損益に認識することが、企業の業績のより忠実な表現となるか、及び結果として各報告期間末の貸借対照表に認識される金額が概念フレームワークにおける資産及び負債の定義を満たすかが議論された。

- 事例1：インプット価格に対する予算と実績が乖離する場合
- 事例2：メンテナンスの実施時期とメンテナンス費用の料金への反映時期が相違する場合
- 事例3：会計上資産に認識できないコストを、将来の料金を通じて回収可能である場合
- 事例4：加速償却ベースで料金が設定される場合
- 事例5：過去の期間に対するペナルティを、将来の料金の減額を通じて支払う場合
- 事例6：過去の期間に対するボーナスを、将来の料金の増額を通じて回収する場合

WSS の参加者からは、規制資産及び規制負債の認識について、異なる見解が示された。規制資産及び規制負債の認識を支持する見解としては、翌年以降に調整される金額と調整の契機となる事象の発生と同じタイミングで認識することが可能となること、キャッシュ・フローのタイミングよりも、業績報告を歪ませないことを重視すべ

きこと、三者間の相互関係を示す会計処理となることなどが示された。一方で、規制資産及び規制負債の認識を疑問視する見解としては、収益と費用のマッチングを追求していること、規制対象事業の業績とは何かが明らかでないことなどが示された。

IASBが開発中の新しい概念フレームワークに従って、規制資産が資産の定義を満たすかという論点については、企業が有する権利は、「顧客ベースに対する課金の単位を引き上げる権利」であると考えられ、個別の顧客の購買行動を支配している訳ではないことをどのように捉えるかなどが議論された。規制負債が負債の定義を満たすかという論点については、現在の義務の有無を判断するための会計単位の識別が難しいことなどが議論された。

## 5. 資本の特徴を有する金融商品に関するケーススタディ

本セッションでは、ゴメス IASB 理事ほかから、資本の特徴を有する金融商品の会計処理を定める会計基準の開発の経緯、及び IASB が今後公表予定のディスカッション・ペーパーに含まれる可能性がある提案の概要について、説明があった。その後、グループ・ディスカッションとして、次の5つの事例のそれぞれについて、提示された金融商品の特徴、金融商品が負債又は資本のいずれに分類されるか、金融商品が負債に分類される場合に収益及び費用が個別表示の対象となるか、どのような特徴が開示を通じて説明されるかが議論された。

- 事例1：固定数量の株式を受け渡す義務
- 事例2：固定金額の株式を受け渡す義務
- 事例3：取得請求権付株式（ただし、プッタブル金融商品には該当しない）
- 事例4：累積型優先株式
- 事例5：非累積型優先株式

WSSの参加者からは、事例ごとにIASBが検討中の時期の特徴に関する要件（清算前に経済的資源を移転する義務があるか）及び金額の特徴に関する要件（残余金額と独立した特定の金額で決済される義務であるか）に対する考察が示された。ディスカッションのまとめとして、IASBスタッフより、ディスカッション・ペーパーの文案作成にあたり、検討中の2つの特徴を判断するための追加的なガイダンスの提供（企業自身の資本が経済的資源に該当するか、複合金融商品の取扱いなど）や、表示及び開示に関する別のプロジェクトとの相互関連などを検討していることが説明された。

以上